

「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」に対する会長声明

【趣旨】 当会は、「香川県ネット・ゲーム依存症対策条例」の廃止，特に本条例 18 条 2 項については即時削除を求める

【理由】 ※以下，上記条例を「本条例」，インターネットを「ネット」，コンピュータゲームを「ゲーム」と表記する

1 本条例は，立法事実（条例制定の必要性）を欠く

- ① 他都道府県が条例規制を設けていない中でこれを行う必要があるほど，県内でネット・ゲーム依存症が大きな社会問題となっている事実はない
- ② 子どものネット・ゲーム依存症を大人の薬物依存と同視する論拠が明確ではない
- ③ WHOで疾病に認定されたゲーム障害は，ネット利用をその対象としておらず，本条例のネット・ゲーム依存症の定義は，ゲーム障害と不一致であり外延が不明確

2 本条例は，ネット及びゲームの有用性を十分に考慮したものとはいえない

現代においてスマートフォン等のデジタル機器は生活に必要不可欠なものであり，子どもはこれを介して世界と自在に交流を行っている一方で，改訂学習指導要領では，小学校でのプログラミング教育必修化や中高での情報技術教育の更なる充実が図られるなど，子どもへの情報技術教育の要請が高まっている

⇒ ネット及びゲームは，子どもの知的好奇心や創造性をはぐくむとともに，今後の生活に必須となる情報通信技術に興味関心を持たせる契機として正の側面もある

3 本条例は，憲法 13 条の定める自己決定権を侵害するおそれがある

- ① 子どもが余暇時間をどう過ごすか，保護者がどんな教育を行いどう育てるかは，憲法 13 条が保障する自己決定権の内容として十分に尊重されなければならない，公権力がむやみに介入するべきではない
- ② 本条例 18 条 2 項は「ネット・ゲーム依存症」を防止するための手段として，ゲーム等の利用に具体的な目安を示した一律の時間制約を設けるところ，設定にあたり，**①**どの程度の制約を課せばどの程度の効果が現れるのかという科学的検証の有無も不明瞭である上，**②**多様な家庭環境や子どもの個性がある中で，県下の全ての子どもに一律の時間制約を求める合理性も必要性も見いだせない

③ 本条例 18 条 2 項には，公権力の介入は抑制的であるべきとの観点が欠如

⇒ 保護者と子どもとの間で家庭の状況に応じた自律的ルールづくりがなされることは自己決定権尊重の観点から推奨されるものの，公権力が一定の時間制約を押しつけることは，子ども及び保護者の自己決定権に対する侵害のおそれがある

4 本条例は，子どもの権利条約 31 条及び 12 条の趣旨に違背する

子どもの権利条約は，締結国に対し，児童に，**①**余暇・遊び・レクリエーション活動等を行う権利（31 条），**②**自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす事項について自由に自己の意見を表明する権利等（12 条 1 項）を保障することを求める

⇒ 本条例 18 条 2 項はこれらの趣旨に違背する